○信州大学医学部附属病院諸料金規程

	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(平成16年4月1日	日信州大学規程第100号)
改正	平成16年4月14日平成16年度	平成16年5月19日平成16年度規	平成16年8月6日平成16年度規
	規程第1号	程第2号	程第6号
	平成16年11月18日平成16年度	平成16年12月16日平成16年度規	平成17年4月7日平成17年度規
	規程第13号	程第20号	程第2号
	平成17年5月12日平成17年度	平成18年3月30日平成17年度規	平成18年10月10日平成18年度
	規程第9号 平成19年4月6日平成19年度規	程第86号 平成20年3月31日平成19年度規	規程第23号 平成20年8月7日平成20年度規
	程第1号	程第95号	程第25号
	平成20年9月4日平成20年度規	平成20年10月2日平成20年度規	平成20年11月6日平成20年度
	程第26号	程第32号	規程第36号
	平成20年12月26日平成20年度 規程第40号	平成21年3月19日平成20年度規 程第83号	平成21年4月3日平成21年度規 程第1号
	平成21年5月15日平成21年度	平成21年6月8日平成21年度規程	平成21年11月5日平成21年度
	規程第4号	第5号	規程第31号
	平成21年12月3日平成21年度	平成22年1月7日平成21年度規程	平成22年3月4日平成21年度規
	規程第40号	第42号	程第55号
	平成22年4月8日平成22年度規	平成22年5月14日平成22年度規	平成22年8月5日平成22年度規
	程第2号	程第7号	程第25号
	平成22年9月2日平成22年度規 程第28号	平成22年10月8日平成22年度規 程第39号	平成22年11月11日平成22年度 規程第40号
	平成23年1月6日平成22年度規	平成23年4月7日平成23年度規程	平成23年6月2日平成23年度規
	程第47号	第1号	程第6号
	平成23年10月6日平成23年度	平成24年4月5日平成24年度規程	平成24年5月7日平成24年度規
	規程第14号	第1号	程第3号
	平成24年9月6日平成24年度規	平成24年10月4日平成24年度規	平成24年11月8日平成24年度
	程第19号 平成24年12月6日平成24年度	程第23号) 平成25年6月6日平成25年度規程	規程第24号 平成25年9月5日平成25年度規
	規程第27号	第4号	平成25年9月5日平成25年度院 程第14号
	平成26年3月28日平成25年度	平成26年9月4日平成26年度規程	平成26年11月6日平成26年度
	規程第75号	第13号	規程第40号
	平成27年2月5日平成26年度規	平成27年4月1日平成27年度規程	平成27年5月8日平成27年度規
	程第54号	第1号	程第5号
	平成27年7月1日平成27年度規	平成27年9月3日平成27年度規程	平成27年10月8日平成27年度
	程第21号 平成27年11月5日平成27年度	第31号 平成28年2月4日平成27年度規程	規程第39号 平成28年3月3日平成27年度規
	規程第42号	第47号	程第48号
	平成28年4月7日平成28年度規	平成28年5月11日平成28年度規	平成28年6月2日平成28年度規
	程第1号	程第2号	程第6号
	平成28年8月4日平成28年度規	平成28年9月8日平成28年度規程	平成28年11月4日平成28年度
	程第15号	第17号	規程第33号
	平成29年4月6日平成29年度規 程第1号	平成29年5月10日平成29年度規 程第6号	平成29年6月8日平成29年度規 程第9号
	平成29年10月5日平成29年度	平成29年11月2日平成29年度規	平成30年3月8日平成29年度規
	規程第38号	程第64号	程第104号
	平成30年4月5日平成30年度規	平成30年5月7日平成30年度規程	平成30年8月2日平成30年度規
	程第1号	第7号	程第33号
	平成30年10月4日平成30年度	平成30年12月6日平成30年度規	平成31年3月7日平成30年度規
	規程第35号 令和元年8月8日令和元年度規	程第42号 令和元年9月5日令和元年度規程	程第79号 令和元年10月3日令和元年度
	专和元年8月8日专和元年度規 程第59号	第87号	〒和元年10月3日〒和元年度 規程第112号
	令和元年11月7日令和元年度	令和2年3月5日令和元年度規程	令和2年4月10日令和2年度規
	規程第124号	第171号	程第1号
	令和2年5月15日令和2年度規	令和2年7月2日令和2年度規程第	令和2年8月6日令和2年度規程
	程第3号	18号	第28号

令和2年9月4日令和2年度規程 第30号 令和3年1月7日令和2年度規程 第81号 令和3年5月14日令和3年度規 程第5号 令和3年9月2日令和3年度規程 第38号 令和4年2月3日令和3年度規程 第97号 令和4年7月7日令和4年度規程 第20号 令和4年10月7日令和4年度規 程第55号 令和4年10月7日令和5年度規 程第44号 令和6年3月7日令和5年度規程 第94号 令和6年3月7日令和6年度規程 第94号 令和6年7月3日令和6年度規程 第94号 令和6年7月3日令和6年度規程	令和2年11月6日令和2年度規程 第45号 令和3年2月4日令和2年度規程第 105号 令和3年7月13日令和3年度規程 第32号 令和3年10月8日令和3年度規程 第74号 令和4年5月15日令和4年度規程 第9号 令和4年8月4日令和4年度規程第 24号 令和5年3月1日令和4年度規程第 132号 令和5年12月6日令和5年度規程 第46号 令和6年4月3日令和6年度規程第 1号 令和6年10月2日令和6年度規程第 1号 令和6年10月2日令和6年度規程 第129号 令和7年2月19日令和6年度規程 第133号	令和2年12月3日令和2年度規程第59号 令和3年3月4日令和2年度規程第123号 令和3年8月5日令和3年度規程第36号 令和4年1月6日令和3年度規程第88号 令和4年6月2日令和4年度規程第16号 令和4年9月9日令和4年度規程第34号 令和5年8月2日令和5年度規程第34号 令和6年1月11日令和5年度規程第28号 令和6年1月11日令和6年度規程第28号 令和6年1月11日令和6年度規程第50号 令和6年1月11日令和6年度規程第50号 令和6年7月10日令和6年度規程第135号
	***	***

(趣旨)

- 第1条 信州大学医学部附属病院(以下「本院」という。)で徴収する診療等に関する料金の額及びその徴収方法については、この規程によるものとする。 (診療等の料金)
- 第2条 本院で徴収する診療等の料金は、次の各号に掲げるもののほか、厚生労働省告示「診療報酬の算定方法」の別表第1医科診療報酬点数表、別表第2歯科診療報酬点数表及び厚生労働省告示「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法」の別表に定める点数(以下「診療点数」という。)に10円を乗じて得た額並びに厚生労働省告示「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」の別表により算定した額(以下「入院時食事療養費等の額」という。)並びに厚生労働省告示「保険外併用診療費に係る療養についての費用の額の算定方法」により算定した額(以下「保険外併用療養費の額」という。)の合計額(ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により消費税が課される診療等の料金については、その額に100分の110を乗じて得た額)とする。
- (1) 先進医療料
- ア S-1内服投与並びにパクリタキセル静脈内及び腹腔内投与の併用療法 1コース 41.544円
- イ タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養 1回 44,955円
- ウ 子宮内膜受容能検査1(ERA) 1回 101,667円
- エ 子宮内細菌叢検査1(EMMA/ALICE) 1回 53,166円
- オ 子宮内膜受容能検査2 (ERPeak) 1回 108,105円
- カ 子宮内細菌叢検査2(子宮内フローラ検査) 1回 48,772円
- キ β 2GPIネオセルフ抗体検査 1回 30,922円

(2) 医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35年法律第145号)に基づく承認を受けた医薬品のうち, 薬価基準に収載されるまでの料金

当該医薬品の小売価格

(3) 有料室使用料

有料室グランA 普通室の料金1日につき50,600円(46,000円)を加算する。

有料室グランB 普通室の料金1日につき27,500円(25,000円)を加算する。 有料室SS 普通室の料金1日につき27,500円(25,000円)を加算する。 有料室S 普通室の料金1日につき17,600円(16,000円)を加算する。 ・ 音科室A 普通室の料金1日につき13,200円(12,000円)を加算する。

有料室B 普通室の料金1日につき11,000円(10,000円)を加算する。 有料室C 普通室の料金1日につき1,000円(1,000円)を加算する。

消費税法で非課税とされる医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等(以下「助産に係る資産の譲渡等」という。)に該当する場合については括弧内の料金とする。

- (4) 特定機能病院における紹介状を持たない患者の負担額
- ア 初診の場合 7,700円(7,000円)
- イ 再診の場合 3,300円(3,000円)

消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。

(5) 長期入院患者に係る特別入院基本料

入院医療の必要性は低いが患者側の事情により長期にわたり入院している患者について、本院の一般病棟及び通算対象となる入院料を算定する本院以外の保険医療機関における厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が、通算して180日を超える入院(厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)1日につき、通算対象入院料の基本点数の100分の15(点数に1点未満の端数があるときは、小数点以下第一位を四捨五入する。)に10円を乗じて得た額に消費税法の規定による100分の110を乗じて得た額

- (6) 歯科領域の諸料金 別表第1のとおり
- (7) 分べん介助料

区分 分べん終了時刻		1児の場合	1児を超える場合
四 万	万へん於「時刻	料金	料金
診療時間内	平日の午前8時30分から午 後5時までの間	290,000円	166,000円
診療時間外	午後5時(休日等にあっては 午前6時)から午後10時まで の間及び午前6時から午前8 時30分までの間	326,000円	183,000円
深夜	午後10時から午前6時まで の間	362,000円	201, 000円

備老

- 1 この表に規定する「平日」とは、休日等以外の日をいい、「休日等」とは、 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休 日及び年末年始の期間(12月29日から12月31日まで及び1月2日から1月3日までの 期間をいう。)の日をいう。
- 2 1児を超える場合は、1児の場合の額に1児を増すごとに1児を超える場合の額を加算する。
- (8) 文書料(法令に基づき無料で交付すべきものを除く。)
- ア 診断書料・証明書料(本院の書式によるもの。) 1通につき 3,600円

- イ 死亡診断書(死体検案書)料(本院の書式によるもの。) " 7.200円
- ウ 生命保険・損害保険の受給に関する診断書料・証明書料 " 8,600円
- エ 自動車損害賠償責任保険の受給に関する診断書料 " 7,700円
- オ ウイルス肝炎医療費受給者証 更新(変更)申請用診断書料 〃 3,600円
- カ その他診断書料・証明書料 〃 7,200円
- キ 長期療養者の定期予防接種実施に関する主治医意見書 〃 1,100円
- ク 海外渡航者ワクチン外来に係る診断書・証明書 " 7,200円
- ケ 産科医療補償制度用診断書 1通につき 11,000円
- (9) 薬剤容器料 1個 110円(100円)

消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。

- (10) 特殊診療行為料金
- ア 新生児・乳児保育料 1日 10.500円
- イ 雪状炭酸 1回 990円
- ウ 人工授精術 1周期 13.610円
- 工 子宮内避妊器具(IUD) 挿入術 1回 27,500円
- 才 子宮内避妊器具(IUD)抜去術 1回 11,000円
- カ 先天性代謝異常等検査
- (ア) 先天性代謝異常等検査採血料 1回 2,800円
- (イ) 拡大新生児スクリーニング検査 1回 8,500円
- キ ヒト体外受精胚移植法
- (ア) 卵採取術 1回 107,100円
- (イ) 卵培養術 1回 46,450円
- (ウ) 胚移植術 1回 78,210円 シート法加算 1回 22,000円

アシステッドハッチング加算 1回 22,000円

- (エ) 顕微受精術 1回 55,000円
- (才) 胚盤胞培養 1回 22,000円
- (カ) 精子凍結保存料(1年)新規 1回 22,000円
- (キ) 精子凍結保存料(1年)継続 1回 11.000円
- (ク) 胚凍結保存料(1年・3個まで)新規 1回 33,000円 3個を超えた場合は、1個を追加するごとに、11,000円を加算する。
- (ケ) 胚凍結保存料(1年)継続 1回 11,000円
- (コ) 凍結胚融解 1回 33,000円
- (サ) 超音波検査(生殖医療センター) 1回 1,600円
- (シ) カード発行料(生殖医療センター) 1枚 1,070円
- (ス) 精子運搬用保温器 2,100円
- (セ) 凍結胚・卵子・精子移送手数料 1回 7.900円
- (ソ) 凍結検体移送用容器貸出料 1日 10,070円
- (タ) タイムラプス 1回 54,400円
- ク 精巣内精子採取術(TESE)(脊椎麻酔) 1回 116,400円
- ケ 顕微鏡下精巣内精子採取術(MDTESE)(脊椎麻酔) 1回 141,000円
- コ 精巣内精子採取術(TESE)(全身麻酔) 1回 179,900円
- サ 顕微鏡下精巣内精子採取術(MDTESE)(全身麻酔) 1回 217,300円
- シ 夫リンパ球免疫療法 1回 11,000円
- ス 乳房ケア指導料 1回 3,300円

セ ワクチン接種料

(ア) インフルエンザワクチン接種料

1回目 4,820円

2回目 3,590円

(ただし、当該ワクチンの1回目の接種を本院で行っていない場合にあっては、4,820円)

- (イ) 沈降精製二種混合ワクチン接種料 1回 4,460円
- (ウ) 沈降精製三種混合ワクチン接種料 1回 4,990円
- (エ) 沈降精製四種混合ワクチン接種料 1回 13,110円
- (オ) 沈降精製五種混合ワクチン接種料 1回 24,280円
- (カ) 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン接種料 1回 7,310円
- (キ) 乾燥弱毒生風疹ワクチン接種料 1回 5,960円
- (ク) 乾燥弱毒生水痘ワクチン接種料 1回 8,300円
- (ケ) 乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン接種料 1回 6,170円
- (コ) 乾燥BCGワクチン接種料 1回 9.580円
- (サ) 沈降破傷風トキソイド接種料 1回 4,020円
- (シ) 成人用肺炎球菌ワクチン(23価)接種料 1回 10,120円
- (ス) 小児・高齢者用肺炎球菌ワクチン(13価)接種料 1回 12,420円
- (セ) 小児用肺炎球菌ワクチン (15価) 接種料 1回 14,420円
- (ソ) 高齢者用肺炎球菌ワクチン(15価)接種料 1回 13,520円
- (タ) 小児用肺炎球菌ワクチン (20価) 接種料 1回 14,490円
- (チ) 高齢者用肺炎球菌ワクチン(20価)接種料 1回 13,590円
- (ツ) B型肝炎ワクチン(0.25ml1V)接種料 1回 5.610円
- (テ) B型肝炎ワクチン(0.5ml1V)接種料 1回 5,910円
- (ト) A型肝炎ワクチン接種料 1回 8,030円
- (ナ) 麻しん風しん混合ワクチン接種料 1回 10,430円
- (ニ) インフルエンザ菌b型(Hib)ワクチン接種料 1回 8,910円
- (ヌ) 不活化ポリオワクチン接種料 1回 11,600円
- (ネ) 子宮頸がんワクチン(4価)接種料 1回 20,430円
- (ノ) 子宮頸がんワクチン(9価)接種料1回 32.340円
- (ハ) ロタウイルスワクチン(ロタテック) 接種料1回 10.530円
- (ヒ) ロタウイルスワクチン(ロタリックス) 接種料1回 16.250円
- (フ) 狂犬病ワクチン 接種料1回 17,550円
- (へ) 髄膜炎4価ACWYワクチン接種料 1回 27,410円
- (ホ) 成人用A型肝炎ワクチン(輸入品)接種料 1回 13,650円
- (マ) 小児用A型肝炎ワクチン(輸入品)接種料 1回 12,200円
- (ミ) 腸チフスワクチン(輸入品)接種料 1回 9,660円
- (ム) 狂犬病ワクチン(輸入品)接種料 1回 12.670円
- (メ) 三種混合ワクチン(輸入品)接種料 1回 10,510円
- (モ) 帯状疱疹ワクチン接種料 1回 23,210円
- (ヤ) RSウイルスワクチン (アレックスビー) 接種料 1回 30,560円
- (ユ) RSウイルスワクチン (アブリスボ) 接種料 1回 35,820円
- (ヨ) コロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン接種料 1回 18,650円
- (ラ) 成人用ダニ媒介性脳炎ワクチン接種料 1回 19,700円
- (リ) 小児用ダニ媒介性脳炎ワクチン接種料 1回 20,800円
- (ル) 成人用腸チフスワクチン接種料 1回 12,800円

- (レ) 小児用腸チフスワクチン接種料 1回 13,900円
- ソ 接触免疫療法料 1回 2,050円
- タ 新生児聴覚検査料 1回 5,810円
- チ 遺伝学的検査料 別表第2のとおり
- ツ 抗ミュラー管ホルモン(AMH)検査 1回 8,910円
- テ 抗精子抗体検査 1回 6,390円
- ト 乳がん遺伝子検査
- (ア) オンコタイプDX 1回につき 505,000円
- (イ) キュアベスト95GCブレスト 1回につき 278,700円
- ナ 炭酸ガスレーザー治療 ほくろ1個につき 直径2mm以下 12,100円 直径2mmを超えた場合は、追加1mmにつき、2,200円を加算する。
- ニ 子宮内膜着床能検査 (ERA)
- (ア) 初回 121,300円
- (イ) 2回目 99,920円
- (ウ) 3回目 36,030円
- (エ) 検体不良による検査判定不能時 14,740円
- ヌ 子宮内膜マイクロバイオーム検査(EMMA)
- (ア) 初回 65,050円
- (イ) 再検査 38,430円
- (ウ) 検体不良による検査判定不能時 11.810円
- ネ 感染性慢性子宮内膜炎検査 (ALICE)
- (ア) 初回 51,740円
- (イ) 再検査 31,780円
- (ウ) 検体不良による検査判定不能時 11.810円
- ノ Endome Trio (ERA+EMMA+ALICE)153,700円検体不良による検査判定不能時20,580円
- ハ スクレロスチン検査 8.660円
- ヒ 産科妊婦超音波検査 4,780円
- フ ERPeak検査 1回 130,900円
- へ 子宮内フローラ検査 1回 59.100円
- ホ 原発性免疫不全症検査 (TREC/KREC半定量) 1回 6,660円
- マ アポリポ蛋白E遺伝子型 (genotype) 検査 1回 5.330円
- ミ B型肝炎訴訟関連検査
- (ア) HBV分子系統解析 1回 29,950円
- (イ) HBV遺伝子型/PCR-Invader (HBVサブジェノタイプ判定検査) 1回9.990円
- ム ネオセルフ抗体検査 1回 44,300円
- (11) 遺伝カウンセリング料
- ア 対面 1回(1時間まで) 5,940円

実施時間が1時間を超えた場合は、2,970円を加算し、超過時間が30分を超えるごとに2,970円を更に加算する。

- イ オンライン 1回(1時間まで) 12,590円
- 実施時間が1時間を超えた場合は、2,970円を加算し、超過時間が30分を超えるごとに2,970円を更に加算する。
- (12) 相談料

- ア 連携相談料 (医師のみ) 1回(1時間まで) 3,280円 実施時間が1時間を超えた場合は,1,640円を加算し,超過時間が30分を超 えるごとに1,640円を更に加算する。
- イ 家族相談料 (医師と看護師) 1回(1時間まで) 6,160円 実施時間が1時間を超えた場合は、3,080円を加算し、超過時間が30分を超 えるごとに3,080円を更に加算する。
- ウ 家族相談料 (医師のみ) 1回 (1時間まで) 3,280円 実施時間が1時間を超えた場合は,1,640円を加算し,超過時間が30分を超 えるごとに1,640円を更に加算する。
- エ 家族相談料 (心理士のみ) 1回 (1時間まで) 4,400円 実施時間が1時間を超えた場合は,2,200円を加算し,超過時間が30分を超 えるごとに2,200円を更に加算する。
- (13) 治験に係る診療で保険外併用療養費支給対象外となる料金については,第 1項の本文に規定する料金の額を準用する。
- (14) 複写料
- ア 診療録等複写料 1枚 30円
- イ エックス線等の画像のCD-R複写料 1枚 1,650円
- (15) 妊婦健診料
- ア 妊婦基本健診料 1回 5,760円
- イ 妊婦採血検査料 1回 6.330円
- ウ 3Dエコーによる胎児のカラー画像提供料 1回 6,080円
- (16) 1か月児健診料 1回 6,040円
- (17) 産後健診料 1回 5,000円
- (18) 死体検案料 1体 16,500円
- (19) 保険会社等医師面談料 1回(30分につき) 5,500円
- (20) セカンドオピニオン外来料
- ア 対面 1回(最長60分) 33,000円
- イ オンライン 1回(最長60分) 49,500円
- (21) 妊娠と薬外来相談料 1回 11,000円
- (22) 海外渡航者ワクチン外来初診料 1回 5.540円
- (23) 予約に基づく診察(選定療養)に係る料金(臨床心理士による心理療法を伴 うもの) 4,400円
- (24) 新生児用棺
 - 小 1箱 12,890円
 - 大 1箱 14,510円
 - 特大 1箱 22,130円
- (25) 妊娠前相談料 1回 11,000円
- (26) 巻爪矯正治療
- ア ワイヤー法 1指につき 初回 9,230円
- 2回目以降 6,700円 イ クリップ法 1指につき
 - 初回 8.720円
 - 2回目以降 6,190円
- (27) 制限回数を超えて行う診療
- ア 検査(腫瘍マーカー)

- (ア) 癌胎児性抗原(CEA)精密測定 1回 1,160円
- (イ) α フェトプロテイン(AFP) 1回 1.180円
- (ウ) 前立腺特異抗原(PSA)精密測定 1回 1.430円
- (エ) CA19-9 1回 1,430円

イ リハビリテーション

- (ア) 心大血管疾患リハビリテーション料(I) 1単位 2,260円
- (イ) 脳血管疾患等リハビリテーション料(I) 1単位 2,700円
- (ウ) 廃用症候群リハビリテーション料(I) 1単位 1,980円
- (エ) 運動器リハビリテーション料(I) 1単位 2,040円
- (オ) 呼吸器リハビリテーション料(I) 1単位 1,930円
- (28) お産セット 2,840円
- (29) 育児相談指導料 1回 3,900円
- (30) 子宮頸管熟化処置料 (プロウペス膣用剤) 1回 24,360円
- (31) 小児外国人陽子線治療事前受入相談料 1回 27,110円
- (32) 耳垂ピアス(ファーストピアス費用込み) 1か所につき 4,700円 1か所を超えた場合は、1か所増すごとに、3,300円を加算する。
- (33) 精神科検査手技料 1回(1時間につき) 2,800円
- (34) 精神科検査用冊子料
- ア CAARS 2,400円
- イ M. I. N. I. 精神疾患簡易構造化面接法 110円
- (35) 「不安のある妊婦さんのための専門外来」初診料 1回 5,500円
- (36) 新型コロナウイルス感染症中和抗体薬投与手技料 1回 3,100円
- (37) 患者都合による精子凍結又は融解 新規 1回 22,000円
- (38) 患者都合による精子凍結又は融解 継続 1回 11,000円
- (39) 長期収載品の選定療養に係る料金

長期収載品の処方につき患者の自己の選択に係るものは、長期収載品の薬価と後発医薬品のうち最も薬価が高いものとの価格差の4分の1に相当する価格に基づき薬剤料を算出し、その薬剤料に10円を乗じて得た額に消費税法の規定による100分の110を乗じて得た額とする。なお、対象となる長期収載品については厚生労働省が示す品目リストによるものとする。

(40) ロボットスーツを用いたリハビリテーション

ア リハビリテーション料

- (ア) 60分1回コース 18,600円
- (イ) 75分1回コース 21,500円
- (ウ) 60分10回コース 167,400円
- (エ) 75分10回コース 193,500円
- イ 装着条件の設定料 初回のみ 2,400円
- 2 前項の規定にかかわらず、本院で徴収する交通事故に係る診療等の料金は、前項の各号に掲げるもののほか、診療点数に20円を乗じて得た額、入院時食事療養費等の額に100分の200を乗じて得た額及び保険外併用療養費の額の合計額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、本院で徴収する日本国籍を有さずかつ日本国内で有 効な公的医療保険制度に加入していない患者の診療等の料金は、第1項の各号に 掲げるもののほか、診療点数に30円を乗じて得た額、入院時食事療養費等の額に 100分の300を乗じて得た額及び保険外併用療養費の額の合計額(ただし、消費税

法の規定により消費税が課される診療等の料金については、その額に100分の110 を乗じて得た額)とする。

- 4 社会保険、社会福祉等の関係法令に基づく患者又は費用負担等について、特段の協定等を行っている患者に係る診療等に関する料金の額及びその徴収方法は、前3項に定めるところによるほか、当該法令又は協定等の定めるところによる。
- 5 前4項の規定にかかわらず、同項の規定により難いものについては、個々の診療等の料金徴収の都度学長が定める。

(有料室使用料の取扱い)

- 第3条 入院又は退院の当日の有料室使用料は、入院時又は退院時の時間にかかわらず1日分の料金とする。
- 2 転室した日の有料室使用料は、転室前後の使用料を比較し価格の高い方の料金とする。

(徴収方法)

第4条 外来患者に係る診療等の料金は、原則として診療等を行った日に徴収し、 入院患者に係る診療等の料金は、毎月1日から末日までの分を翌月に徴収する。 ただし、退院の場合にあっては、退院までの分を退院時に徴収する。 (雑則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、病院長が定める。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月14日平成16年度規程第1号)

この規程は、平成16年4月14日から施行する。

附 則(平成16年5月19日平成16年度規程第2号)

この規程は、平成16年5月19日から施行する。

附 則(平成16年8月6日平成16年度規程第6号)

この規程は、平成16年8月6日から施行する。

附 則(平成16年11月18日平成16年度規程第13号)

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

附 則(平成16年12月16日平成16年度規程第20号)

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年4月7日平成17年度規程第2号)

この規程は、平成17年4月7日から施行する。

附 則(平成17年5月12日平成17年度規程第9号)

この規程は、平成17年5月12日から施行し、第2条第1項第17号の改正規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年3月30日平成17年度規程第86号)

この規程は、平成18年5月1日から施行する。ただし、第2条第1項第9号の改正規 定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成18年10月10日平成18年度規程第23号)

この規程は、平成18年10月10日から施行する。

附 則(平成19年4月6日平成19年度規程第1号)

この規程は、平成19年4月6日から施行する。

附 則(平成20年3月31日平成19年度規程第95号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年8月7日平成20年度規程第25号)

この規程は、平成20年8月7日から施行する。

附 則(平成20年9月4日平成20年度規程第26号)

この規程は、平成20年9月4日から施行する。ただし、第2条第1項第7号の改正規 定は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成20年10月2日平成20年度規程第32号)

この規程は、平成20年10月2日から施行する。

附 則(平成20年11月6日平成20年度規程第36号)

この規程は、平成20年11月6日から施行する。

附 則(平成20年12月26日平成20年度規程第40号)

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成21年3月19日平成20年度規程第83号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月3日平成21年度規程第1号)

この規程は、平成21年4月3日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成21年5月15日平成21年度規程第4号)

この規程は、平成21年5月15日から施行する。

附 則(平成21年6月8日平成21年度規程第5号)

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成21年11月5日平成21年度規程第31号)

この規程は、平成21年11月5日から施行する。

附 則(平成21年12月3日平成21年度規程第40号)

この規程は、平成21年12月3日から施行する。

附 則(平成22年1月7日平成21年度規程第42号)

この規程は、平成22年1月7日から施行する。

附 則(平成22年3月4日平成21年度規程第55号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月8日平成22年度規程第2号)

この規程は、平成22年4月8日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成22年5月14日平成22年度規程第7号)

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則(平成22年8月5日平成22年度規程第25号)

この規程は、平成22年8月5日から施行する。

附 則(平成22年9月2日平成22年度規程第28号)

この規程は、平成22年9月2日から施行する。

附 則(平成22年10月8日平成22年度規程第39号)

この規程は、平成22年10月8日から施行する。

附 則(平成22年11月11日平成22年度規程第40号)

この規程は、平成22年11月11日から施行する。

附 則(平成23年1月6日平成22年度規程第47号)

この規程は、平成23年1月6日から施行する。

附 則(平成23年4月7日平成23年度規程第1号)

この規程は、平成23年4月7日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成23年6月2日平成23年度規程第6号)

この規程は、平成23年6月2日から施行する。

附 則(平成23年10月6日平成23年度規程第14号)

この規程は、平成23年10月6日から施行する。

附 則(平成24年4月5日平成24年度規程第1号)

この規程は、平成24年4月5日から施行する。

附 則(平成24年5月7日平成24年度規程第3号)

この規程は、平成24年5月7日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成24年9月6日平成24年度規程第19号)

この規程は、平成24年9月6日から施行する。

附 則(平成24年10月4日平成24年度規程第23号))

この規程は、平成24年10月4日から施行する。

附 則(平成24年11月8日平成24年度規程第24号)

この規程は、平成24年11月8日から施行する。

附 則(平成24年12月6日平成24年度規程第27号)

この規程は、平成24年12月6日から施行する。ただし、この規程による改正後の別表第2中B型肝炎ウィルス感染検査の項を加える規定については、平成24年10月22日から適用する。

附 則(平成25年6月6日平成25年度規程第4号)

この規程は、平成25年6月6日から施行する。

附 則(平成25年9月5日平成25年度規程第14号)

この規程は、平成25年9月5日から施行する。

附 則(平成26年3月28日平成25年度規程第75号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月4日平成26年度規程第13号)

この規程は、平成26年9月4日から施行する。

附 則(平成26年11月6日平成26年度規程第40号)

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則(平成27年2月5日平成26年度規程第54号)

この規程は、平成27年2月5日から施行する。

附 則(平成27年4月1日平成27年度規程第1号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月8日平成27年度規程第5号)

この規程は、平成27年5月8日から施行する。

附 則(平成27年7月1日平成27年度規程第21号)

この規程は、平成27年7月2日から施行する。

附 則(平成27年9月3日平成27年度規程第31号)

この規程は、平成27年9月3日から施行する。

附 則(平成27年10月8日平成27年度規程第39号)

この規程は、平成27年10月8日から施行する。

附 則(平成27年11月5日平成27年度規程第42号)

この規程は、平成27年11月5日から施行する。

附 則(平成28年2月4日平成27年度規程第47号)

この規程は、平成28年2月4日から施行する。

附 則(平成28年3月3日平成27年度規程第48号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月7日平成28年度規程第1号)

この規程は、平成28年4月7日から施行する。

附 則(平成28年5月11日平成28年度規程第2号)

この規程は、平成28年5月11日から施行する。ただし、第2条第1項第7号の改正規 定については、平成28年10月1日から適用する。

附 則(平成28年6月2日平成28年度規程第6号)

この規程は、平成28年6月2日から施行する。

附 則(平成28年8月4日平成28年度規程第15号)

この規程は、平成28年8月4日から施行する。

附 則(平成28年9月8日平成28年度規程第17号)

この規程は、平成28年9月8日から施行する。ただし、第2条第1項第17号及び第30号の規定は、平成28年10月1日から適用する。

附 則(平成28年11月4日平成28年度規程第33号)

この規程は、平成28年11月4日から施行する。

附 則(平成29年4月6日平成29年度規程第1号)

この規程は、平成29年4月6日から施行する。

附 則(平成29年5月10日平成29年度規程第6号)

この規程は、平成29年5月10日から施行する。

附 則(平成29年6月8日平成29年度規程第9号)

この規程は、平成29年6月8日から施行する。

附 則(平成29年10月5日平成29年度規程第38号)

この規程は、平成29年10月5日から施行する。

附 則(平成29年11月2日平成29年度規程第64号)

この規程は、平成29年11月2日から施行する。

附 則(平成30年3月8日平成29年度規程第104号)

この規程は、平成30年3月8日から施行する。ただし、第2条第1項第10号ハ及びトの改正規定については、平成30年5月1日から適用する。

附 則(平成30年4月5日平成30年度規程第1号)

この規程は、平成30年4月5日から施行する。

附 則(平成30年5月7日平成30年度規程第7号)

この規程は、平成30年5月7日から施行し、平成26年11月25日から適用する。

附 則(平成30年8月2日平成30年度規程第33号)

この規程は、平成30年8月2日から施行する。

附 則(平成30年10月4日平成30年度規程第35号)

この規程は、平成30年10月4日から施行する。

附 則(平成30年12月6日平成30年度規程第42号)

この規程は、平成30年12月6日から施行する。

附 則(平成31年3月7日平成30年度規程第79号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年8月8日令和元年度規程第59号)

この規程は、令和元年8月8日から施行する。

附 則(合和元年9月5日合和元年度規程第87号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年10月3日令和元年度規程第112号)

この規程は、令和元年10月3日から施行する。

附 則(令和元年11月7日令和元年度規程第124号) この規程は、令和元年11月7日から施行する。

附 則(令和2年3月5日令和元年度規程第171号) この規程は、令和2年3月5日から施行する。

附 則(令和2年4月10日令和2年度規程第1号) この規程は、令和2年4月10日から施行する。

附 則(令和2年5月15日令和2年度規程第3号) この規程は、令和2年5月15日から施行する。

附 則(令和2年7月2日令和2年度規程第18号) この規程は、令和2年7月2日から施行する。

附 則(令和2年8月6日令和2年度規程第28号) この規程は、令和2年8月6日から施行する。

附 則(令和2年9月4日令和2年度規程第30号) この規程は、令和2年9月4日から施行する。

附 則(令和2年11月6日令和2年度規程第45号) この規程は、令和2年11月7日から施行する。

附 則(令和2年12月3日令和2年度規程第59号) この規程は、令和2年12月4日から施行する。

附 則(令和3年1月7日令和2年度規程第81号) この規程は、令和3年1月8日から施行する。

附 則(令和3年2月4日令和2年度規程第105号) この規程は、令和3年2月5日から施行する。

附 則(令和3年3月4日令和2年度規程第123号) この規程は、令和3年3月5日から施行する。

附 則(令和3年5月14日令和3年度規程第5号) この規程は、令和3年5月15日から施行する。

附 則(令和3年7月13日令和3年度規程第32号) この規程は、令和3年7月14日から施行する。

附 則(令和3年8月5日令和3年度規程第36号) この規程は、令和3年8月6日から施行する。

附 則(令和3年9月2日令和3年度規程第38号) この規程は、令和3年9月3日から施行する。

附 則(令和3年10月8日令和3年度規程第74号)

この規程は、令和3年10月9日から施行する。

附 則(令和4年1月6日令和3年度規程第88号) この規程は、令和4年1月7日から施行する。

附 則(令和4年2月3日令和3年度規程第97号)

この規程は、令和4年2月4日から施行する。

附 則(令和4年5月15日令和4年度規程第9号) この規程は、令和4年5月16日から施行する。

附 則(令和4年6月2日令和4年度規程第16号) この規程は、令和4年6月3日から施行する。

附 則(令和4年7月7日令和4年度規程第20号) この規程は、令和4年7月8日から施行する。

附 則(令和4年8月4日令和4年度規程第24号) この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和4年9月9日令和4年度規程第34号) この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和4年10月7日令和4年度規程第55号) この規程は、令和4年10月8日から施行する。

附 則(令和5年3月1日令和4年度規程第132号) この規程は、令和5年3月2日から施行する。ただし、第2条第1項第10号カの改正 規定については、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和5年8月2日令和5年度規程第28号) この規程は、令和5年8月3日から施行する。ただし、第2条第1項第1号ウ及びエの 改正規定は、令和5年9月1日から施行する。

附 則(令和5年9月20日令和5年度規程第44号) この規程は、令和5年9月21日から施行する。

附 則(令和5年12月6日令和5年度規程第46号) この規程は、令和5年12月7日から施行する。

附 則(令和6年1月11日令和5年度規程第67号) この規程は、令和6年1月12日から施行する。

附 則(令和6年3月7日令和5年度規程第94号) この規程は、令和6年3月8日から施行する。

附 則(令和6年4月3日令和6年度規程第1号) この規程は、令和6年4月4日から施行する。

附 則(令和6年6月5日令和6年度規程第50号) この規程は、令和6年6月6日から施行する。 附 則(令和6年7月3日令和6年度規程第60号)

この規程は、令和6年7月4日から施行する。

附 則(令和6年10月2日令和6年度規程第129号)

この規程は、令和6年10月3日から施行する。

附 則(令和6年10月6日令和6年度規程第135号)

この規程は、令和6年11月7日から施行する。

附 則(令和6年12月5日令和6年度規程第161号)

この規程は、令和6年12月6日から施行する。ただし、第2条第10号特殊診療行為料金に係る改正規定については、令和7年1月1日から適用する。

附 則(令和7年2月19日令和6年度規程第193号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月5日令和6年度規程第198号)

この規程は、令和7年3月6日から施行する。ただし、第2条第18号の改正規定については、令和7年4月1日から適用する。

附 則(令和7年4月16日令和7年度規程第3号)

この規程は、令和7年4月17日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則(令和7年6月10日令和7年度規程第13号)

この規程は、令和7年6月11日から施行する。

附 則(令和7年7月10日令和7年度規程第45号)

この規程は、令和7年8月1日から施行する。

附 則(令和7年8月6日令和7年度規程第65号)

この規程は、令和7年8月7日から施行する。

附 則(令和7年9月8日令和7年度規程第66号)

この規程は、令和7年9月9日から施行する。

附 則(令和7年10月2日令和7年度規程第79号)

この規程は、令和7年10月3日から施行する。ただし、第2条第1項第10号ア及び第29号の改正規定については、令和7年11月1日から適用する。

別表第1(第2条関係)

歯科領域の諸料金表

1 保険適用外の料金

金額
円
4,040
3, 740
2, 640
4, 130
,

口臭検査料(ガスセンサー,官能検査)	830
口臭ガスクロマト検査料	5, 020
う蝕のリスク診断I	4, 180
う蝕のリスク診断II	8, 990
機械的歯面清掃	2, 680
〔保存科〕	
铸造歯冠修復料(インレー,アンレー)	
白金加金	
大臼歯	34, 110
前歯・小臼歯	32, 980
金合金	
大臼歯	33, 480
前歯・小臼歯	32, 560
チタン(前歯・小臼歯、大臼歯)	31, 370
ハイブリッドセラミックレジンインレー	30, 110
ポーセレンインレー	31, 350
隣接面加算料(1面)	10, 490
咬頭被覆料	12, 250
沙断料	
歯周疾患診断料	9, 96
写真診断料	5, 580
歯肉テスト料(ポケット浸出液定量)	10, 730
歯槽骨テスト料(形態分岐部)	9, 09
習癖テスト料(口呼吸, 舌習癖)	4, 700
う蝕の電気診断料	3, 670
心置料	,
習慣矯正指導料	4, 905
オーラルスクリーン料(装着料含む)	28, 750
n 監視料	4, 390
ファルカプラスティー	6, 030
トンネリング	10, 010
歯根分割	10, 890
漂白処置料	6, 500
歯槽骨欠損修復料(燐酸カルシウム系)	17, 74
口腔衛生相談指導料(歯周疾患)	9, 960
病的移動歯の復位処置	0,00
床装置によるもの	33, 470
アップライトを主にしたもの	44, 29
歯の挺出	11, 20
磁性アタッチメント応用法	28, 530
ノンフィラー型接着性レジン応用法	7, 390
歯根分割後の分離処置	44, 290
細菌検査	44, 230
	8, 990
GTR法(選択加算)	0, 990
がな(選択が見) 膜(吸収性膜を含む)	20 15
	29, 150
歯周組織誘導剤	34, 480

根管内細菌嫌気培養検査	
培養検査	2, 570
+感受性試験	4,710
歯周病原性菌血清抗体価検査	4,710
歯科ドック専門外来	16, 370
[補綴科]	,
支台築造料	
白金加金	16, 930
金合金	16, 510
	15, 250
チタン	14, 740
全部鋳造冠料	11, 110
白金加金	63, 890
金合金	63, 970
チタン	59, 430
クラマ 金パラ	· ·
金ハノ 前装冠料	36, 670
(硬質)レジン前装冠	70, 990
白金加金	70, 820
金合金	69, 980
チタン	66, 450
14k	60, 130
金パラ	57, 770
ハイブリッドセラミック冠(硬質) レジン前装冠 料準用陶歯前装冠	
白金加金	76, 860
金合金	76, 020
陶材焼付冠	79, 450
チタン	72, 230
陶材焼付用チタン	72, 890
歯冠継続歯料	
レジン前装金属裏装	
白金加金	74, 200
金合金	73, 370
チタン	70, 110
陶歯前装金属裏装	
白金加金	77, 020
金合金	76, 190
チタン	72, 670
全部レジン冠	,
白金加金	74, 550
金合金	73, 700
チタン	70, 250
全部陶歯冠	, =
白金加金	76, 790
金合金	75, 950
チタン	72, 120
	1

全部被覆冠(オールセラミック冠を含む)		アタッチメント	10, 920
オールハイブリッドセラミック	77, 110	根面キャップ料	-1,1-1
ジルコニア	90, 200	白金加金	18, 300
橋体	00, 200	金合金	17, 460
前歯部		チタン	14, 460
レジン前装金属裏装(ハイブリッドセラミック		隙	14, 400
前装を含む)		白金加金	15 720
白金加金	67, 430		15, 730
金合金	66, 600	金合金	15, 520
チタン	62, 940	チタン	15, 140
14k	67, 730	有床義歯料	
14k 金パラ		金属床義歯(維持装置等を含む)	
	65, 360	12~14歯欠損床	
陶歯前装金属裏装		白金加金	327, 700
白金加金	76, 780	金合金	313, 500
金合金	75, 950	特殊合金	203, 800
陶材焼付用合金	77, 920	チタン合金	292, 800
チタン	72, 440	9~11歯欠損床	
陶材焼付用チタン	72, 580	白金加金	279, 500
臼歯部		金合金	264, 700
金属		特殊合金	192, 800
白金加金	62, 540	チタン合金	244, 000
金合金	61, 700	5~8歯欠損床	244, 000
チタン	57, 940		000 700
陶歯・陶材	01,010	白金加金	232, 700
白金加金	76, 630	金合金	217, 900
金合金	75, 800	特殊合金	182, 000
		チタン合金	210, 100
陶材焼付用合金	81, 260	1~4歯欠損床	
チタン	71, 930	白金加金	185, 300
陶材焼付用チタン	75, 210	金合金	170, 800
レジン前装金属裏装		特殊合金	164, 300
白金加金	62, 140	チタン合金	162, 500
金合金	61, 390	レジン床義歯(人工歯含むが、維持装置等は含ま	·
チタン	57, 750	ない)	
14k	60, 960	9~14歯欠損	173, 300
金パラ	59, 360	1~8歯欠損	137, 900
前歯・臼歯部		特殊義歯料(維持装置等を含む)	
オールハイブリッドセラミックス	68, 020	全部床	182, 700
仮義歯料	11,121	9~14歯欠損床	147, 300
全部床	109, 900	1~8 "	129, 800
9~14歯欠損床	94, 410	軟質裏装材によるリベース料	32, 740
		" - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	32, 740
1~8 # マカ・エス・ハー・ニュー・プラス・ボイン・ハー・ニュー・プラス・バー・ニュー・プラス・アー・ファー・プラス・ルー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファ	79, 210	軟質裏装義歯(レジン床)	104 000
アタッチメント・テレスコープ設計料(1装置)	57, 690	全部床	194, 900
金属アレルギー検査料(1試料分)	3, 310	9~14歯欠損床	156, 400
ろう着料(1か所)		1~8 "	122, 800
白金加金	7, 750	鋳造バー	
金合金	7, 660	白金加金	30, 530
陶材焼付用合金	9, 430	金合金	28, 850

特殊合金	17, 330	その他の合金	161, 200
チタン合金	27, 150	磁性アタッチメント(根面キャップ料は別に算定)	45, 550
鉤		インプラント仮封冠(1歯分)	10, 940
		インプラント関連補綴料	10,010
白金加金	25, 060	サージカルステント設計、作製料	22,000
金合金	24, 560	人工歯, アタッチメント(アバットメントを含む)	使用材料の購入価格に100分
特殊合金	22, 400	八工園、ケクラケグマー(ケークーグマーを自己)	の110を乗じた額
チタン合金	26, 140	顎顔面補綴	112, 700
	20, 140	義眼使用加算	19, 970
屈曲鉤	10, 010	特殊維持装置(インプラント)埋入加算	歯科診療報酬点数表J109広範
白金加金	19, 010	11/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1	開顎骨支持型装置埋入手術の
特殊合金	18, 200		所定点数に10円を乗じて得た
フック・スパー、スティー・レスト料			額に, 100分の110を乗じて得 た額
鋳造フック・スパー、スティー・レスト		[口腔外科]	7СВХ
白金加金	16, 450	根端充填料	2, 130
金合金	16, 030	便宜抜去	2, 130
特殊合金	14, 220		1 000
チタン合金	16, 060	前歯	1,690
屈曲フック・スパー、スティー・レスト		臼歯	2, 930
白金加金	11, 410	難抜歯	5, 170
臼歯金属歯料		埋伏歯	11, 230
白金加金	20, 310	下顎完全埋伏智歯(骨性)	12, 360
金合金	19, 890	下顎水平埋伏智歯	12, 360
金パラ銀合金	18, 620	歯の移植術(歯根完成歯)	20, 170
チタン	19, 610	歯の移植・再植に係る根管治療・管理及び予後判	21, 530
特殊合金	19, 540	定	21,000
テレスコープクラウン	10, 010	上顎洞底挙上術	
白金加金	92, 630	上顎洞底举上術(口腔内片側)	66, 670
金パラ銀合金	86, 990	ッ (口腔内両側)	96, 880
可撤式メタルオンレー	80, 990	〃 (口腔外両側)	179, 100
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	00.400	歯槽骨造成術 (単純)	10, 190
白金加金	99, 460	歯槽骨造成術 (複雑)	20, 380
金合金	86, 420	顎堤造成術 1/2顎未満	40, 750
金パラ	64, 490	顎堤造成術 1/2顎以上	66, 210
ミーリング装置(1歯分)		神経移動術 片側	132, 500
支台歯	89, 120	神経移動術 両側	198, 700
支台歯 バー・ダミー	84, 780	骨移植 (口腔内)	22, 000
特殊義歯修理料	20, 660	骨移植 (口腔外)	110, 000
マウスガード(マウスプロテクター)	21, 880	歯肉移植(1部位)	22, 000
簡易型マウスガード	5, 320	矯正用アンカーインプラント埋入術(A)	54, 650
睡眠時無呼吸症侯群治療用咬合床	50, 790	インプラント材使用加算	04,000
ラミネートベニア	60, 240	アンカープレート2枚目以上1枚当り	20, 220
補綴前処置としての残根の挺出	25, 570		
唾液分泌機能検査	10, 380	アンカースクリュウ4本目以上1本当り	4, 500
嚥下補助床	62, 250	矯正用アンカーインプラント埋入術(B)	37, 010
下顎運動機能検査	16, 150	発音嚥下補助装置用金属床	159, 800
金属スプリント(接着性,可撤式を含む)	, 200	発音嚥下補助装置の付加料	26, 420
白金加金	236, 900	発音嚥下補助装置調整料	3, 530
チタン	216, 300	〔小児歯科〕	
	210, 500	保隙料	

크스 Na Na Na	7 54
診断料	7, 540
検査料	9, 110
装置料	00. 50
単純可撤式(片)	20, 76
複雑可撤式(片)	26, 58
バンド・ループ	13, 24
クラウン・ループ	14, 09
クラウンループ (鋳造)	
金パラ銀合金	43, 33
クラウン・ディスタル・シュー	19, 89
クラウン・ディスタル・シュー(鋳造)	
金パラ銀合金	53, 24
リンガルアーチ型	20, 62
調整料	
単純	2, 23
複雑	5, 33
定期観察料	10, 31
小児定期観察料	10,01
簡単な検査を含む	4, 83
主に口腔内検査	*
	2, 23
歯列誘導料	10.04
診断料	18, 84
検査料	19, 85
装置料	
単純	21, 65
複雑(1)	28, 15
複雑(2)	43, 15
保定	17, 58
異所萌出誘導処置	9, 55
調整料	
単純	2, 42
複雑	7, 74
経過観察料(複雑)	6, 11
経過観察料(単純)	1, 08
歯列誘導相談料	4, 72
口腔衛生指導料	1, 12
小児刷掃指導料	71
	71
母子口腔保健指導料	2, 36
[歯科麻酔科]	
局所麻酔薬アレルギーテスト	4, 63
表面電極通電療法	5, 69
針治療	3, 67
針通電療法	5, 00
灸	2, 45
[歯科放射線科]	
CT検査	17, 15
多層断層撮影	6, 95

シュラー氏法(4画像) 1,820 服席関節法(2画像) 1,820 服席関節法(2画像) 1,820 MRI検査 20,790 CT画像再構築処理 12,730 診療情報の提供に係る料金 頭部X線規格撮影:セファログラフィ(デジタル画像) 4,600 頭部単純撮影(デジタル画像) 4,500 頭部単純撮影(デジタル画像) 4,600 [矯正科] 相談料 4,720 基本検査料 77,950 補足検査料 80,300 特殊検査料 形態検査 32,540 性体振動解析 24,780 顔貌形態予測 11,380 機能検査 第運動機能検査 4,780 節熱形態機合 32,540 生体振動解析 24,150 分染法加算 4,500 形態異常病因検査 4,500 形態異常病因検査 9,520 セットアップモデル 40,600 診断料 30,600 基本施術料 57,550 装置料 6側弧線装置(片顎) 4,500 全帯環式矯正装置(片顎) 88,140 ダイレクトボンディング装置(片顎)	顎関節撮影	
服窩関節法(2画像) (1,820 (MRI検査 (20,790 (T画像再構築処理 (20,790 (芸術音像の提供に係る料金 (頭部X線規格撮影:セファログラフィ(デジタル 画像) (X線画像複製料(デジタル画像) (バノラマ撮影(デジタル画像) (域正科) (相談料 (4,720 基本検査料 (7,950 補足検査料 (7,950 補足検査料 (863) (2, 820
服I接査 (T面像再構築処理)	and the second s	
て画像再構築処理 診療情報の提供に係る料金 頭部X線規格撮影:セファログラフィ(デジタル画像)		· ·
診療情報の提供に係る料金 頭部X線規格撮影:セファログラフィ(デジタル 画像) 2,140 パノラマ撮影(デジタル画像) 4,500 頭部単純撮影(デジタル画像) 4,600 [矯正科] 相談料 4,720 基本検査料 77,950 補足検査料 80,300 特殊検査料 80,300 特殊検査料 11,380 機能検査 32,540 生体振動解析 12,420 染色体検査 32,540 生体振動解析 12,420 染色体検査 9,520 セットアップモデル 40,600 診断料 30,600 基本施術料 4,500 形態異常病因検査 9,520 セットアップモデル 40,600 診断料 30,600 基本施術料 163,900 基本施術料 163,900 技术上本施術科(小数歯) 32,530 全帯環式矯正装置(片顎) 48,800 カーンダイレクトボンディング装置(片顎) 48,570 インダイレクトボンディング装置(片顎) 45,280 ルタイブ拡大装置 69,990 床緒正装置(片顎) 45,280 ルタイブ拡大装置 69,990 床紙正装置(片顎) 45,280 ルタイブ拡大装置 48,880 急速拡大装置 48,880		
頭部X線規格撮影:セファログラフィ(デジタル画像) 2,140		12, 100
画像) X線画像複製料(デジタル画像) 現部単純撮影(デジタル画像) 現部単純撮影(デジタル画像) (矯正科] 相談料 4,720 基本検査料 特殊検査 おの、300 特殊検査料 形態検査 コンピュータ解析検査 顔貌形態予測 機能検査 理動機能検査 生体振動解析 12,420 染色体検査 分染法加算 形態異常病因検査 セットアップモデル 診断料 基本施術料 活の。600 診断料 基本施術料(小数歯) 装置料 舌側弧線装置(片顎) 唇側弧線装置(片顎) を属プラケット プラスチックプラケット ルデミスチックプラケット ルデラスチックプラケット ルデースの、200 ルボに装置(片顎) 株性的顎矯正装置(片顎) 株能的顎矯正装置(片顎) 株能的顎矯正装置(片顎) 株能に リール・ボンディング装置(片顎) 株能に リール・ボンディング装置(片顎) ボースを関係を表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表		
(パノラマ撮影(デジタル画像) 4,500 頭部単純撮影(デジタル画像) 4,600 (矯正科] 4,720 基本検査料 77,950 補足検査料 80,300 特殊検査料 80,300 特殊検査料 11,380 機能検査 4,780 顔貌形態予測 11,380 機能検査 32,540 生体振動解析 12,420 染色体検査 32,540 生体振動解析 12,420 染色体検査 9,520 セットアップモデル 40,600 診断料 30,600 基本施術料 163,900 基本施術料(小数歯) 装置料 57,550 装置料 57,550 装置料 57,550 装置料 57,550 装置料 57,550 状質科レクトボンディング装置(片顎) 32,530 を構環式矯正装置(片顎) 32,530 を有環式矯正装置(片顎) 88,140 ダイレクトボンディング装置(片顎) 88,200 ブラスチックブラケット 89,300 セクショナルアーチ(8歯以下)(片顎) 7,890 セクショナルアーチ(8歯以下)(片顎) 48,570 インダイレクトボンディング装置(片顎) 48,570 インダイレクトボンディング装置(片顎) 48,570 インダイレクトボンディング装置(片顎) 48,570 インダイレクトボンディング装置(片顎) 48,570 インダイレクトボンディング装置(片顎) 48,570 ボ大床矯正装置(片顎) 48,870 地大木球直正装置(片顎) 45,280 ボタイブ拡大装置 48,880 急速拡大装置 48,880		4, 600
頭部単純撮影(デジタル画像) 4,600 [矯正科] 相談料 4,720 基本検査料 77,950 補足検査料 80,300 特殊検査料 11,380 機能検査 4,780 顔貌形態予測 11,380 機能検査 32,540 生体振動解析 12,420 染空体検査 分と状加算 4,500 形態異常病因検査 9,520 セットアップモデル 40,600 診断料 30,600 基本施術料 163,900 基本施術料 163,900 基本施術料 163,900 基本施術料 57,550 装置門 6例 8 表	X線画像複製料(デジタル画像)	2, 140
(矯正科) 相談料 4,720 基本検査料 77,950 補足検査料 80,300 特殊検査料 形態検査 那態検査 4,780 顔貌形態予測 11,380 機能検査 4,780 頭貌形態予測 11,380 機能検査 32,540 生体振動解析 12,420 染色体検査 34,150 分染法加算 4,500 形態異常病因検査 9,520 セットアップモデル 40,600 診断料 30,600 基本施術料 163,900 基本施術料 163,900 基本施術料(小数歯) 装置料 5例,550 装置料 6例凱線装置(片顎) 88,140 ダイレクトボンディング装置(片顎) 88,140 ダイレクトボンディング装置(片顎) 88,200 アラスチックブラケット 89,300 セラミックブラケット 89,300 セラミックブラケット 89,300 セラミックブラケット 89,300 セクショナルアーチ(8歯以下)(片顎) 48,570 インダイレクトボンディング装置(片顎) 48,570 インガスを受け(片顎) 48,570 インガスを受け(片顎) 48,570 オン大表に正装置(片顎) 45,280 Wタイプ拡大装置 48,880 急速拡大装置 48,880	パノラマ撮影(デジタル画像)	4, 500
相談料 4,720 基本検査料 77,950 補足検査料 80,300 特殊検査料 形態検査 30,300 特殊検査料 形態検査 4,780 顔貌形態予測 11,380 機能検査 32,540 生体振動解析 12,420 染色体検査 34,500 形態異常病因検査 24,150 分染法加算 4,500 形態異常病因検査 9,520 セットアップモデル 30,600 基本施術料 163,900 基本施術料 163,900 基本施術料 163,900 基本施術料 163,900 基本施術料 163,900 基本施術料 163,900 基本が新料 163,900 表示が新料 163,900 表示が新期に装置(片顎) 48,570 イングイレクトボンディング装置(片顎) 48,570 インダイレクトボンディング装置(片顎) 48,570 インダイレクトボンディング装置(片顎) 48,570 インダイレクトボンディング装置(片顎) 48,570 が大床矯正装置(片顎) 48,570 が大床矯正装置(片顎) 48,880 急速拡大装置 48,880 急速拡大装置 48,880	頭部単純撮影(デジタル画像)	4, 600
基本検査料 77,950 補足検査料 80,300 特殊検査料 形態検査 30,300 特殊検査料 形態検査 11,380 機能検査 11,380 機能検査 32,540 生体振動解析 12,420 染色体検査 24,150 分染法加算 4,500 形態異常病因検査 9,520 セットアップモデル 40,660 診断料 30,600 基本施術料 163,900 基本施術料 163,900 基本施術料 163,900 基本施術料 163,900 基本施術料 163,900 基本施術料 163,900 基本施術料 57,550 装置料 5例,250 生持環式矯正装置(片顎) 32,530 全帯環式矯正装置(片顎) 32,530 全帯環式矯正装置(片顎) 88,140 ダイレクトボンディング装置(片顎) 88,140 ダイレクトボンディング装置(片顎) 88,200 プラスチックプラケット 100,200 NiTi使用加算(片顎1回限) 7,890 セクショナルアーチ(8歯以下)(片顎) 48,570 インダイレクトボンディング装置(片顎) 48,570 インダイレクトボンディング装置(片顎) 48,570 インダイレクトボンディング装置(片顎) 48,570 大大床矯正装置(片顎) 48,570 大大床矯正装置(片顎) 48,570 大大床矯正装置(片顎) 48,870 イン大大来矯正装置(片顎) 45,280 Wタイプ拡大装置 48,880 急速拡大装置	〔矯正科〕	
補足検査料 形態検査 コンピュータ解析検査	相談料	4, 720
特殊検査料 形態検査 コンピュータ解析検査 顔貌形態予測 機能検査 環運動機能検査 生体振動解析 12, 420 染色体検査 分染法加算	基本検査料	77, 950
形態検査 コンピュータ解析検査 4,780 顔貌形態予測 11,380 機能検査 32,540 生体振動解析 12,420 染色体検査 24,150 分染法加算 4,500 形態異常病因検査 24,150 分染法加算 4,500 形態異常病因検査 9,520 セットアップモデル 30,600 基本施術料 30,600 基本施術料 163,900 基本施術料 163,900 基本施術料 163,900 基本施術料 57,550 装置料 6側弧線装置(片顎) 32,530 全帯環式矯正装置(片顎) 32,530 全帯環式矯正装置(片顎) 88,140 ダイレクトボンディング装置(片顎) 88,200 アラスチックブラケット 89,300 セラミックブラケット 100,200 NiTi使用加算(片顎1回限) 7,890 セクショナルアーチ(8歯以下)(片顎) 48,570 インダイレクトボンディング装置(片顎) 機能的顎矯正装置 60,690 ル (拡大ネジ付) 疾傷で異している。 69,990 床矯正装置(片顎) 45,280 Wタイプ拡大装置 48,880 急速拡大装置 50,330	補足検査料	80, 300
コンピュータ解析検査 顔貌形態予測 機能検査 顎運動機能検査 生体振動解析 染色体検査 分染法加算 形態異常病因検査 セットアップモデル 診断料 基本施術料 (小数歯) 基本施術料 (小数歯) 基本施術料(小数歯) 基本施術料(小数歯) 基本施術料(小数歯) 基本施術料(小数歯) 基本が上のトボンディング装置(片顎) 全帯環式矯正装置(片顎) 全帯環式矯正装置(片顎) の属ブラケット プラスチックブラケット パゴに使用加算(片顎1回限) セクショナルアーチ(8歯以下)(片顎) インダイレクトボンディング装置(片顎) 総属ブラケット パゴに使用加算(片顎1回限) セクショナルアーチ(8歯以下)(片顎) インダイレクトボンディング装置(片顎) 機能的顎矯正装置 (片顎) 機能的顎矯正装置 (片顎) 機能的顎矯正装置 (片顎) 機能的顎矯正装置 (片顎) 株態大家が付) 床矯正装置 (片顎) 地大木まが付) 床矯正装置 (片顎) 地大木まが付) たっての 機能的顎矯正装置 (片顎) 地大木まが付) たっての 機能的顎矯正装置 (片顎) 地大木まが付) たっての 機能的顎矯正装置 (片顎) もの、690 ル (拡大ネが付) たっての をの、690 ル (拡大ネが付) たっての をの、690 ル (拡大末が付) たっての をの、690 ル (拡大まが付) たっての をの、690 ル (拡大末が付) たっての をの、690 ル (拡大表が付) たっての をの、690 ル (拡大末が付) たっての をの、690 ル (拡大末が付) たっての をの、690 ル (拡大末が付) たっての をの、690 ル (拡大末が付) たっての をの、690 ル (拡大ま変置 (片顎) をの、690 ル (拡大ま変置 (片顎) をの、50 もの 50 もの 5	特殊検査料	
顧貌形態予測 機能検査 顎運動機能検査 生体振動解析 染色体検査 分染法加算 形態異常病因検査 セットアップモデル 診断料 名の600 診断料 名の600 基本施術料(小数歯) 基本施術料(小数歯) 基本施術料(小数歯) 基本施術料(小数歯) 基本施術料(小数歯) 基本が形料(小数歯) 基本が形料(小数歯) 基本が形料(小数歯) 基本が形料(小数歯) 基本が料(小数歯) 基本が料(小数歯) 表では、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	形態検査	
機能検査 類運動機能検査 生体振動解析 24,150 分染法加算 形態異常病因検査 セットアップモデル ののの診断料 基本施術料 表本施術料 活側弧線装置(片顎) と中環式矯正装置(片顎) 全帯環式矯正装置(片顎) を属ブラケット プラスチックブラケット ルラミックブラケット ルブラスチックブラケット ルブウスチックブラケット ルブウスチックブラケット ルブウスチックブラケット ルブウスチックブラケット ルブウスチックブラケット ルブルズボッボーング装置(片顎) 機能的顎矯正装置 ル (拡大ネジ付) 株舗に装置(片顎) 水大床矯正装置(片顎) 水大床矯正装置(片顎) 水大床矯正装置(片顎) ル大床矯正装置(片顎) ル大床矯正装置(片顎) ル大床矯正装置(片顎) ル大床矯正装置(片顎) ル大床矯正装置(片顎) ル大床矯正装置(片顎) ル大床矯正装置(片顎) ル大床矯正装置 ルイが大装置 ルスまで	コンピュータ解析検査	4, 780
関連動機能検査 生体振動解析	顔貌形態予測	11, 380
生体振動解析 染色体検査 分染法加算 形態異常病因検査 セットアップモデル 診断料	機能検査	
染色体検査 分染法加算 形態異常病因検査 セットアップモデル4,500 形態異常病因検査 セットアップモデル 40,600 診断料 基本施術料(小数歯) 基本施術料(小数歯) 基本施術料(小数歯) 装置料 舌側弧線装置(片顎) 全帯環式矯正装置(片顎) ダイレクトボンディング装置(片顎) 金属ブラケット プラスチックブラケット プラスチックブラケット NiTi使用加算(片顎1回限) セクショナルアーチ(8歯以下)(片顎) インダイレクトボンディング装置(片顎) 株能的顎矯正装置 ル (拡大ネジ付) 株鑑正装置(片顎) 拡大床矯正装置(片顎) 拡大床矯正装置(片顎) 拡大床矯正装置(片顎) 拡大床矯正装置(片顎) 状クイプ拡大装置 急速拡大装置 急速拡大装置 も8,880 急速拡大装置 も9,520 48,880 6急速拡大装置	顎運動機能検査	32, 540
分染法加算 形態異常病因検査 セットアップモデル	生体振動解析	12, 420
形態異常病因検査 セットアップモデル おののの 診断料 基本施術料 基本施術料 基本施術料(小数歯) 基本施術科(小数歯) 基本施術科(本述者(本述者(本述者(本述者(本述者(本述者(本述者(本述者(本述者(本述者	染色体検査	24, 150
セットアップモデル 30,600 診断料 30,600 基本施術料 163,900 基本施術料(小数歯) 57,550 装置料 5月側弧線装置(片顎) 37,440 唇側弧線装置(片顎) 32,530 全帯環式矯正装置(片顎) 88,140 ダイレクトボンディング装置(片顎) 88,200 プラスチックブラケット 89,300 セラミックブラケット 100,200 NiTi使用加算(片顎1回限) 7,890 セクショナルアーチ(8歯以下)(片顎) 48,570 インダイレクトボンディング装置(片顎) 機能的顎矯正装置 60,690 パ (拡大ネジ付) 床矯正装置(片顎)	分染法加算	4, 500
診断料 30,600 基本施術料 163,900 基本施術料 163,900 基本施術料(小数歯) 57,550 装置料 5側弧線装置(片顎) 37,440 唇側弧線装置(片顎) 32,530 全帯環式矯正装置(片顎) 88,140 ダイレクトボンディング装置(片顎) 88,200 プラスチックブラケット 89,300 セラミックブラケット 100,200 NiTi使用加算(片顎1回限) 7,890 セクショナルアーチ(8歯以下)(片顎) 48,570 インダイレクトボンディング装置(片顎) 機能的顎矯正装置 60,690 m (拡大ネジ付) 床矯正装置(片顎) 38,970 拡大床矯正装置(片顎) 45,280 Wタイプ拡大装置 68速拡大装置 50,330	形態異常病因検査	9, 520
基本施術料 163,900 基本施術料 57,550 装置料 57,550 装置料 37,440 唇側弧線装置(片顎) 32,530 全帯環式矯正装置(片顎) 88,140 ダイレクトボンディング装置(片顎) 88,200 プラスチックブラケット 89,300 セラミックブラケット 100,200 NiTi使用加算(片顎1回限) 7,890 セクショナルアーチ(8歯以下)(片顎) 48,570 インダイレクトボンディング装置(片顎) 機能的顎矯正装置 60,690 パ (拡大ネジ付) 床矯正装置(片顎) 38,970 拡大床矯正装置(片顎) 45,280 Wタイプ拡大装置 68,330	セットアップモデル	40, 600
基本施術料(小数歯) 装置料 舌側弧線装置(片顎) 唇側弧線装置(片顎) 全帯環式矯正装置(片顎) タイレクトボンディング装置(片顎) 金属ブラケット プラスチックブラケット プラスチックブラケット おり、200 NiTi使用加算(片顎1回限) セクショナルアーチ(8歯以下)(片顎) インダイレクトボンディング装置(片顎) 機能的顎矯正装置 〃 (拡大ネジ付) 床矯正装置(片顎) 拡大床矯正装置(片顎) 松子でが大装置 多タイプ拡大装置 急速拡大装置 ちの、330	診断料	30, 600
装置料 舌側弧線装置(片顎)	基本施術料	163, 900
舌側弧線装置(片顎) 37,440 唇側弧線装置(片顎) 32,530 全帯環式矯正装置(片顎) 88,140 ダイレクトボンディング装置(片顎) 88,200 プラスチックブラケット 89,300 セラミックブラケット 100,200 NiTi使用加算(片顎1回限) 7,890 セクショナルアーチ(8歯以下)(片顎) 48,570 インダイレクトボンディング装置(片顎) 機能的顎矯正装置 60,690 『(拡大ネジ付) 69,990 床矯正装置(片顎) 数タイプ拡大装置 48,880 急速拡大装置	基本施術料(小数歯)	57, 550
唇側弧線装置(片顎) 全帯環式矯正装置(片顎) タイレクトボンディング装置(片顎) 金属ブラケット プラスチックブラケット NiTi使用加算(片顎1回限) セクショナルアーチ(8歯以下)(片顎) インダイレクトボンディング装置(片顎) 機能的顎矯正装置 パ (拡大ネジ付) 床矯正装置(片顎) 拡大床矯正装置(片顎) なタイプ拡大装置 急速拡大装置 32,530 88,140 88,140 88,200 89,300 89,300 89,300 100,200 100,	装置料	
全帯環式矯正装置(片顎) ダイレクトボンディング装置(片顎) 金属ブラケット プラスチックブラケット NiTi使用加算(片顎1回限) セクショナルアーチ(8歯以下)(片顎) インダイレクトボンディング装置(片顎) 機能的顎矯正装置 ル (拡大ネジ付) 床矯正装置(片顎) 拡大床矯正装置(片顎) Wタイプ拡大装置 急速拡大装置	舌側弧線装置(片顎)	37, 440
ダイレクトボンディング装置(片顎)88, 200金属ブラケット89, 300プラスチックブラケット100, 200NiTi使用加算(片顎1回限)7, 890セクショナルアーチ(8歯以下)(片顎)48, 570インダイレクトボンディング装置(片顎)105, 700機能的顎矯正装置60, 690〃 (拡大ネジ付)69, 990床矯正装置(片顎)38, 970拡大床矯正装置(片顎)45, 280Wタイプ拡大装置48, 880急速拡大装置50, 330	唇側弧線装置(片顎)	32, 530
金属プラケット88, 200プラスチックブラケット89, 300セラミックブラケット100, 200NiTi使用加算(片顎1回限)7, 890セクショナルアーチ(8歯以下)(片顎)48, 570インダイレクトボンディング装置(片顎)105, 700機能的顎矯正装置60, 690〃 (拡大ネジ付)69, 990床矯正装置(片顎)38, 970拡大床矯正装置(片顎)45, 280Wタイプ拡大装置48, 880急速拡大装置50, 330	全带環式矯正装置(片顎)	88, 140
プラスチックブラケット セラミックブラケット NiTi使用加算(片顎1回限) セクショナルアーチ(8歯以下)(片顎) インダイレクトボンディング装置(片顎) 機能的顎矯正装置 (拡大ネジ付) 床矯正装置(片顎) 拡大床矯正装置(片顎) Wタイプ拡大装置 急速拡大装置 50,330	ダイレクトボンディング装置(片顎)	
セラミックブラケット100,200NiTi使用加算(片顎1回限)7,890セクショナルアーチ(8歯以下)(片顎)48,570インダイレクトボンディング装置(片顎)105,700機能的顎矯正装置60,690〃 (拡大ネジ付)69,990床矯正装置(片顎)38,970拡大床矯正装置(片顎)45,280Wタイプ拡大装置48,880急速拡大装置50,330	金属ブラケット	88, 200
NiTi使用加算(片顎1回限)7,890セクショナルアーチ(8歯以下)(片顎)48,570インダイレクトボンディング装置(片顎)105,700機能的顎矯正装置60,690〃 (拡大ネジ付)69,990床矯正装置(片顎)38,970拡大床矯正装置(片顎)45,280Wタイプ拡大装置48,880急速拡大装置50,330	プラスチックブラケット	89, 300
セクショナルアーチ(8歯以下)(片顎) インダイレクトボンディング装置(片顎) 機能的顎矯正装置 (105,700 機能的顎矯正装置 (115,700 (拡大ネジ付) (115,700 (拡大ネジ付) (115,700	セラミックブラケット	100, 200
インダイレクトボンディング装置(片顎)105,700機能的顎矯正装置60,690n (拡大ネジ付)69,990床矯正装置(片顎)38,970拡大床矯正装置(片顎)45,280Wタイプ拡大装置48,880急速拡大装置50,330	NiTi使用加算(片顎1回限)	7, 890
機能的顎矯正装置 60,690 n (拡大ネジ付) 69,990 床矯正装置(片顎) 38,970 拡大床矯正装置(片顎) 45,280 Wタイプ拡大装置 48,880 急速拡大装置 50,330	セクショナルアーチ(8歯以下)(片顎)	48, 570
" (拡大ネジ付)69,990床矯正装置(片顎)38,970拡大床矯正装置(片顎)45,280Wタイプ拡大装置48,880急速拡大装置50,330	インダイレクトボンディング装置(片顎)	105, 700
床矯正装置(片顎)38,970拡大床矯正装置(片顎)45,280Wタイプ拡大装置48,880急速拡大装置50,330	機能的顎矯正装置	60, 690
拡大床矯正装置(片顎)45, 280Wタイプ拡大装置48, 880急速拡大装置50, 330	〃 (拡大ネジ付)	69, 990
Wタイプ拡大装置48,880急速拡大装置50,330	床矯正装置(片顎)	38, 970
Wタイプ拡大装置48,880急速拡大装置50,330	拡大床矯正装置(片顎)	45, 280
急速拡大装置 50,330		48, 880
		50, 330
	』 (スケルトン型)	50, 100

ヘッドギアー	37, 570
チンキャップ	30, 710
前方牽引装置	
マスクタイプ	47, 300
ホルンタイプ	49, 660
ホールディングアーチ	32, 580
リップバンパー	31, 860
タングクリブ(可撤・固定)	42, 260
スライディングプレート	28, 910
オーラルスクリーン	21, 860
ダイナミックポジショナー	63, 320
ヘッドギアー付ダイナミックポジショナー	73, 360
可撤式保定装置(片顎)	38, 840
固定式保定装置(片顎)	29, 690
ESWリテーナ	
	16, 280
リンガルブラケット	248, 100
パラタルバー	31,770
咬合力検査	10,700
調節料	5, 930
観察料	3,770
転医資料料	17, 450
口腔衛生指導料	5, 570
装置修理料(共通)	各装置料の50%
矯正用アンカースクリュー埋入術 1本あたり	23, 500
〔インプラント材植立料(共通)〕	
相談料	3, 300
基本検査料	9,020
" (デジタル画像)	10,090
顎骨精密検査・植立可否診断	
基本診療料	690
顎骨精密検査・植立可否診断(選択加算)	
紹介状作成	3, 260
X線検査(大判4枚)	16, 390
リ (パントモ1枚)	5, 360
ステント作成・調整料	, 000
1~6歯	11,060
7~10歯	13, 300
11	18, 920
診断用ペアリングを加えた場合(加算)	10, 920
	9,000
1~6歯	3,060
7~10歯	5, 100
7~10歯 11歯以上	
7~10歯 11歯以上 診断用ワックスアップ	5, 100 7, 140
7〜10歯 11歯以上 診断用ワックスアップ 1歯	5, 100 7, 140 6, 240
7〜10歯 11歯以上 診断用ワックスアップ 1歯 1歯増す毎に	5, 100 7, 140
7〜10歯 11歯以上 診断用ワックスアップ 1歯	5, 100 7, 140 6, 240

7- 10#s	0.010
7~10亩	8, 810
11歯以上	10, 500
直接顎骨診査料(測定用釘打ち込み)	22, 000
機能訓練用・診査用義歯作成	78, 340
全身精密検査・診断	
基本診療料	690
全身精密検査・診断(選択加算)	
心電図	1, 690
血液検査	13, 040
紹介状作成	3, 260
インプラント材植立(一次手術)	
基本診療料	690
インプラント材植立料 (一次手術) 1本目 (1切開 につき)	176, 000
インプラント材植立 (一次手術) 2本目以降 (1本 につき)	132, 000
口腔内洗浄料	690
口腔外科後処理料	690
一次手術後観察料	690
インプラント材植立(二次手術)	
インプラント材植立料(二次手術) (1歯あたり)	44, 000
口腔内診断料	690
定期観察料	1, 700
アバットメント	55, 000
材料	33, 333
セーフスクレイパー 1個	8, 440
サイトランスグラニュール 0.5G	14, 650
GCメンブレン 1枚	13, 820
チタンマイクロメッシュ 60mm×120mm 1枚	39, 930
テルダーミス 5cm×5cm 1枚	14, 110
テルダーミス 2.5 c m×2.5 c m 1枚	3, 480
STマイクロプレート 47.3mm×33.6mm 1枚	38, 600
STマイクロプレートシステム スクリュー 1	38,000
	4, 530
セルフドリリングスクリュー 1個	3, 900
テルプラグ 1個	1, 590
シムプラント パイロットガイド 1歯	38, 420
1歯増す毎に	6, 590
シムプラント ユニバーサルガイド 1歯	51, 590
1歯増す毎に	6, 590
骨補填材ボナーク(ディスクタイプ) 1枚	2, 270
骨補填材ボナーク(ロッドタイプ) 1本	14, 710
【加算項目】	12,110
(診療行為の都度徴収)	
デジタル撮影加算(1枚当り)	690
パノラマ撮影加算(1枚当り)	5, 360
スタディーモデル(複雑)採得加算	570
ハノノイ 「ヒノル (液性/)体付加昇	570

アタッチメント(アバットメントを含む)	使用材料の購入価格に100分 の110を乗じた額
---------------------	-----------------------------

2 差額徴収の対象となる料金

区分	差額徴収額
(保存科,補綴科,小児歯科領域) 鋳造歯冠修復料 白金加金又は金合金 前歯 歯冠継続歯料 白金加金又は金合金 前歯	使用材料の購入価格から診療報酬の算定方法別表第2歯科診療報酬点数表の第2章第12部第3節に定める使用材料料の点数に10円を乗じて得た額を控除した額に100分の110を乗じて得た額

3 保険外併用療養費に係る金属床総義歯の料金

1床あたりの価格	徴収額
白金加金(上顎・下顎) 410,900円	左記に定める1床当りの価
金合金(上顎・下顎) 386,900円	格から保険外併用療養費を控 除した金額に100分の110を乗
特殊合金(上顎・下顎) 188,600円	じて得た額
チタン合金(上顎・下顎) 287,800円	

4 保険外併用療養費に係る齲蝕に罹患している患者の指導管理に関する料金

区分	徴収額
フッ化物局所応用(1口腔1回につき)2,100円	左記に定める価格に100分 の110を乗じて得た額

別表第2(第2条関係)

遺伝学的検査の料金表

区分	病名	項目名	金額(円)
家族性腫瘍		HBOC スクリーニング	199, 650
		クイックHBOC	292, 900
		BRCA MLPA	39, 930
		乳がん遺伝子パネル	399, 300
		高/中ハイリスク乳がん遺伝 子パネル	319, 500
	乳がん・卵巣がん 症候群関連	婦人科系がん遺伝子パネル	319, 500
		乳がん及び婦人科系がん遺伝 子パネル	399, 300
		BRCA1/2 フルシークエンシング+MLPA	127, 800
		BRCA1 家系内変異解析	39, 930
		BRCA2 家系内変異解析	39, 930
		BRCA1/2 欠失・重複解析(MLPA)	53, 240
	家族性大腸腺腫症	APCスクリーニング	106, 480
	関連	APC MLPA	39, 930
	Cowden病,若年性	PTENスクリーニング	106, 500
	ポリポーシス	PTEN MLPA	39, 930
	リンチ症候群関連	MMRスクリーニング	146, 410
		MSH6フルシークエンシング	79, 860
		MLH1フルシークエンシング	79, 860
		MSH2フルシークエンシング	79, 860

		MLH1/MSH2 MLPA	39, 930
		追加MLH1/MSH2MLPA	26, 620
		PMS2フルシークエンシング	79, 860
	VonHippel-Lindau 病	VHL遺伝子	53, 240
	多発性内分泌腫瘍	MEN2スクリーニング	53, 240
	症2型関連	クイックMEN2スクリーニング	87, 720
	克 亚山	MEN1スクリーニング	106, 480
	多発性内分泌腫瘍 症1型関連	クイックMEN1スクリーニング	159, 800
	/#121/A/C	MEN1 MLPA	39, 930
	Li-Fraumeni症候群	TP53スクリーニング	106, 500
	LI ITaumenin	TP53 MLPA	39, 930
		遺伝性がんパネル (27 遺伝 子)	439, 300
		遺伝性がんパネル (27 遺伝 子からBRCA1/2 を除く)	399, 300
		高リスク大腸がん遺伝子パネ ル	319, 500
		大腸がん遺伝子パネル	399, 300
		内分泌腫瘍遺伝子パネル	319, 500
		脳/CNS/PNS 遺伝子パネル	399, 300
		膵臓がん遺伝子パネル	319, 500
	その他	腎細胞がん遺伝子パネル	399, 300
		MutSeq 家系内変異解析(病 的変異が1 つのもの)	39, 930
		MutSeq 家系内変異解析(病 的変異が2 つのもの)	59, 900
		MutSeq 家系内変異解析(病 的変異が3 つのもの)	79, 860
		シングルサイト 1サイト (F ALCO)	39, 930
		シングルサイト 2サイト (F ALCO)	59, 900
		シングルサイト 3サイト (F ALCO)	79, 860
		がん関連シングルサイト解析 1箇所(かずさDNA)	13, 400
		がん関連シングルサイト解析 2箇所(かずさDNA)	17, 400
		がん関連シングルサイト解析 3箇所(かずさDNA)	21, 300
		がん関連シングルサイト解析 4箇所(かずさDNA)	25, 300
		がん関連シングルサイト解析 5箇所(かずさDNA)	29, 300
		Specific Site Analysis (Other)	66, 550
遺伝性小児 疾患	Prader-Willi症候 群, Angelman症候 群	メチレーションPCRSNRPN	26, 620

 症 遺伝性副甲状腺機 造伝性副甲状腺機能亢進症遺伝子検査 大理石病 大理石病遺伝子検査 遺伝性ヘモクロマ 遺伝性ヘモクロマトーシス遺伝子検査 腎性低尿酸血症 腎性低尿酸血症遺伝子検査 4 	7, 940 9, 900 9, 900 6, 600 6, 600 6, 590
能亢進症 伝子検査 大理石病 大理石病遺伝子検査 遺伝性ヘモクロマトーシス遺トーシス 遺伝性ヘモクロマトーシス遺伝子検査 腎性低尿酸血症 腎性低尿酸血症遺伝子検査	9, 900 6, 600 6, 600
遺伝性ヘモクロマ 遺伝性ヘモクロマトーシス遺 トーシス	6, 600 6, 600
トーシス 伝子検査 腎性低尿酸血症 腎性低尿酸血症遺伝子検査 4	6, 600
	6, 590
その他遺伝 性疾患 内分泌異常症 成長障害遺伝子検査 5	9, 900
sanger法による単一エクソン 解析(1箇所)	9, 970
sanger法による単一エクソン 解析 (2箇所) 3	4, 610
その他 sanger法による単一エクソン 解析 (3箇所) 4	9, 250
sanger法による単一エクソン 解析 (4箇所) 6	3, 890
sanger法による単一エクソン 解析 (5 箇所) 7	8, 530
血清検査 母体血清マーカー検査 1	5, 710
MPLA検査 各種MPLA検査※ 3	9, 930
羊水染色体検査(G-band) 6	6, 550
羊水染色体検査(G-band+FI SH)	9, 830
羊水遺伝学 的検査 特殊羊水遺伝学的検査 に100分の1 乗じた額	と(価)
SNPマイクロアレイ (流死産絨 毛) 12	6, 500
出生前遺伝 学的検査	3, 620